

# 映画「裁判員 ～選ばれ、そして見えてきたもの～」完成

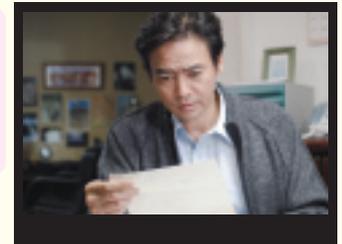


この映画は、昨年制作した映画「評議」に続く第2弾の映画です。映画「評議」では、タイトルのおり評議を中心に描きましたが、映画「裁判員」では、「どのようにして皆さんが裁判員に選ばれるのか」という部分も描きました。そこで、映画で描かれている選任手続の流れを簡単にご紹介したいと思います。映画「評議」同様、多くの方にこの映画をご覧いただき、「裁判員をやってもよい」と感じていただければと思います。

## 名簿の作成

平成21年初冬

地方裁判所は、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。



## 候補者への通知 調査票の送付

平成21年11月18日

裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせします。また制度を説明したパンフレットと、「調査票」をお送りします。調査票に必要事項を記入の上、返送していただきますと、例えば70歳以上の方など、どの時期でも辞退が認められることが明らかな方は、裁判所においていただく必要がなくなります。また、1年のうち、特定の時期（月）について、特に参加が困難となる場合には、その事情も伺います。

## 事件発生

(裁判所に事件が係属)

平成22年1月7日

放火事件を起こした被告人は、事件直後に交番へ自首をして逮捕され、平成22年1月29日に現住建造物等放火の罪で起訴されました。



## 候補者を選定

事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選びます。



## 「お知らせ」 と 質問票の送付

### 平成22年3月10日（裁判の6週間程度前）

くじで選ばれた候補者の方には、裁判所にお越しいただく日時をお知らせします。あわせて「質問票」も同封します。候補者の方には「質問票」に記入した上、裁判所に返送していただきます。「質問票」の記載内容により、辞退が認められた方は、裁判所にお越しいただかなくても済むようになります。

#### 『質問票で伺うこと』

- 重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難であるか。
  - 介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族がいるか。
  - 仕事における重要な用務があつて、自らがこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがあるか。
  - 他の期日に行うことができない、社会生活上の重要な用務があるか。
- 上記のいずれかに当てはまる方について、辞退を希望するかどうかの確認。

#### 辞退者など

心臓外科医の場合

・・・2か月以上先まで手術の予定があり、裁判当日も長時間に及ぶ心臓手術があるので辞退が認められました。

ビジネスマンの場合

・・・重要な交渉で海外出張が決定し、裁判当日は日本にいないので、辞退が認められました。

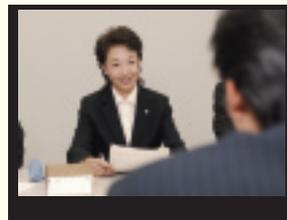
## 質問手続

### 平成22年4月26日（裁判所にお越しいただく日）

プライバシー保護のため、一人ずつ質問手続室で行います。

#### 『当日に伺うこと』

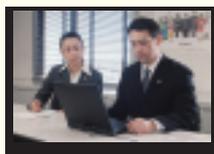
- 事件の関係者でないかどうか
- 辞退を希望した詳しい事情や、公平な裁判をしてくれるかどうか、など



#### 辞退者など

俳優の場合

・・・普段はアルバイト店員として生活しているが、裁判員候補者に選ばれたとき、たまたま大役に抜擢され、スケジュール調整ができず、辞退が認められました。



## くじによる抽選

## 裁判員6人 を選任

最終的に裁判員6人が選ばれます。選ばれた裁判員は公平誠実に裁判員として務めを果たしますとの宣誓をします。なお、選任手続は午前中で終了し、午後から審理を開始します。

裁判の結末は、映画「裁判員」をご覧ください。

映画「評議」と「裁判員」のDVD・VHSを貸し出しています。お近くの地方裁判所の総務課にお問い合わせ下さい。